

# 自転車利用者に対するお知らせ

令和8年4月1日から

お知らせ

## 自転車の反則通告制度(青切符) ※対象者は16歳以上 が開始されます。

令和8年4月1日～

### 反則行為

- 携帯電話使用等(保持)



違反

- 遮断踏切立入り



違反

- 自転車制動装置不良



違反

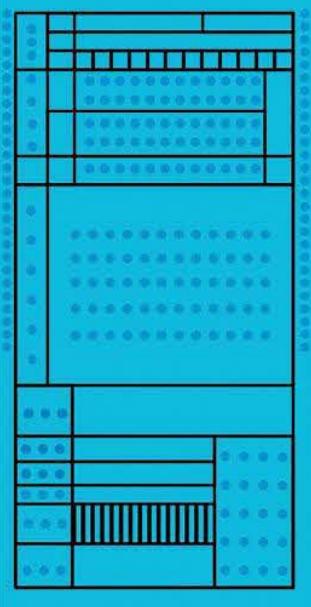
…等

### 検挙

※悪質・  
危険な行為



### 反則切符



(青切符)

### 反則金の納付

手続終了



※飲酒運転やあおり運転等の  
重大違反はこれまでどおり  
刑事手続となります。



吉田の  
「交通安全講座」  
～自転車編～



島根県・島根県警察本部

# 自転車による主な反則行為と反則金

## 信号無視 (赤色)



反則金

6,000円

## 指定場所一時不停止



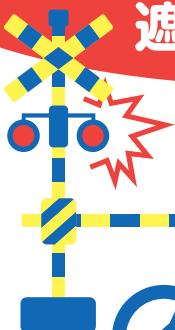
とまれ  
STOP



反則金

5,000円

## 遮断踏切立入り



反則金

7,000円

## 携帯電話使用等 (保持)



反則金

12,000円

## 通行区分違反 (右側通行)



反則金

6,000円

## 自転車制動装置不良

ブレーキ  
なし

反則金

5,000円

## 並進禁止違反

並進



反則金

3,000円

## 公安委員会遵守事項違反

傘さし

反則金

5,000円

自転車の交通ルールや取締りについてはこちら→

警察庁交通局【自転車ポータルサイト】

